

## **【事案Ⅱ－6】災害後遺障害共済金請求**

・平成 27 年 12 月 14 日 和解成立

### **<事案の概要>**

申立人(共済金受取人。相続人)は、被共済者である夫(故人)が転倒・後頭部強打による多発脳挫傷および硬膜下血腫により後遺障害状態となったことは、「災害(不慮の事故)による第 1 級後遺障害に該当する」として災害特約共済金の請求を行ったが、被申立人は、「転倒事故と後遺障害(長期に亘る入院加療を経て、後に死亡)との因果関係はなく、既往症である脳塞栓症の悪化等が原因である」として、入院時の転倒による災害・直接性を認めず、当該共済金支払非該当と判断したことを不服として申立てに及んだもの。

### **<申立人の主張>**

被申立人は、第 1 級後遺障害に該当する場合に支払われる災害特約共済金 300 万円を申立人に支払え、との判断を求める。

- (1) 平成 25 年 7 月に自宅での転倒・後頭部強打により A 病院へ入院し、事故に伴う転倒外傷による多発脳挫傷と診断され、加療経過中に多発脳梗塞を合併し、重度の意識障害・四肢麻痺等の後遺症が残存した。その後、平成 25 年 9 月に療養継続を目的に B 病院へ転院し、初診時の新たな硬膜下血腫の判明後も拘縮・褥瘡予防等全身状態の維持改善を試みたが、平成 26 年 4 月に肺炎により死亡した。
- (2) 被申立人は、「災害が直接原因ではなく、既往症(脳塞栓症)の影響が原因と考えるので、支払い対象外」と述べているが、転倒前までは普通に日常生活を行っていたことから、転倒による急激かつ偶発的な不慮の事故を直接原因と考えるのが妥当で、災害性なしとする被申立人の判断には納得できない。

### **<共済団体の主張>**

本件は、約款・事業規約に定める災害特約の支払要件に該当せず、共済金の支払いができない、との判断を求める。

- (1) 本件契約には、災害特約 300 万円が付加されているが、約款・事業規約の支払事由には、「被共済者がこの特約の効力発生の日以後に生じた災害を受けた日から起算して 200 日以内に、その災害を直接の原因とし、共済期間内に第 1 級後遺障害の状態になった場合」と定め、「災害」の定義を、「急激かつ偶発的な外来の事故で、かつ別表(対象となる事故)の事故による被害」とし、さらに、「疾病または体質的

な要因を有する被共済者が軽微な外因により発症し、またはその症状が憎悪したときは、その軽微な外因は『対象となる事故』には含まれない」と規定している。

- (2) 申立人は、「転倒・後頭部強打」を後遺障害の状態になった直接原因と主張するが、A病院への医療調査では、①退院時サマリー上には、「入院後臨床過程において軽度の見当識障害はあるが、明らかな麻痺は認めない」、また、②診療情報提供書上には、「その後の全身状態の悪化は、既往症の心房細動および心原性脳塞栓症予防のための抗凝固療法を中止したことに伴う脳塞栓症による」、との回答を得ており、加えて、死亡診断書上の直接の死因は、「肺炎(病死および自然死)」であるとの医師の見解も踏まえ、後遺障害の状態に至った原因は心原性脳梗塞と判断する。
- (3) なお、生前にはADL(日常生活動作)レベルは重篤で第1級後遺障害の状態であったことが認められるが、症状固定の経過が判然とせず、かつ1年以内に死亡していること等も踏まえ、後遺障害については症状未固定につき、支払要件にあわせて非該当と判断する。

#### **<裁定の概要>**

審議会における、医療照会および被申立人への事情聴取を含む審議を経て、災害性を伴う第1級後遺障害状態となったことが認められると判断されたことから、審議会より両当事者に対して和解の打診を行い、被申立人が申立人に対して和解金を支払うことで解決を図る旨、両当事者合意し、和解契約書の締結をもって解決とした。